

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**  
**(東京都担当部会)**  
**令和4年5月 12 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101387 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200021 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年12月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成30年12月10日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 53 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 12 月 10 日

育児休業中に支給された請求期間の賞与について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与に係る給与明細書により、請求者は、平成 30 年 12 月 10 日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく請求者の育児休業期間（平成 30 年 \* 月 \* 日から令和元年 \* 月 \* 日まで）中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記給与明細書において確認できる賞与額から、25 万円とすることが必要である。